

# 建設業タイムズ

発行：ヤマダ総合公認会計士事務所 建設業事業部

連絡先：TEL 03-3694-6091 FAX 03-3691-6680

## 【経審の新審査基準が公布～社会性等～】

前回のVOL. 6に引続き、経審の新審査基準の(2)社会性等の項目について、ご案内します。

### (2) 社会性等の項目について (W点)

#### ① 再生企業の減点

減点対象となる再生企業は、法的整理（民事再生法、会社更生法）を行った企業とされ、改正後に新たに再生（更正）手続きを行う者を対象（遡及適用は行わない）とし、  
手続開始決定日から手続終結決定日までの再生（更正）期間中60点減点されます。

【再生（更正）期間中であることの確認方法】

- ・ 手続開始決定日については、裁判所から送付される手続開始決定通知書で確認。
- ・ 手続終結決定日については、手続終結決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）を求めて確認。

#### ② 建設機械の保有

評価対象は建設機械抵当法第二条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルです。審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有するリース契約を結んでいる場合にはリース機械も評価対象に含まれます。

評価方法は、建設機械1台につき1点が加点されます（上限は15点）。

【保有状況の確認方法】

- ・ 売買契約書の写し等で所有状況を確認。
- ・ リース機械は、リース契約書の写しを提出させて確認。

#### ③ ISOシリーズの取得

ISO9001号の取得で5点、ISO14001号の取得で5点が加点されます。

【取得の確認方法】

- ・ 審査登録機関の認証を証する書類の写しを提出させて確認。

W点では、②と③で最高で25点の加点となるため、ウエイトが高くなり過ぎないように、W点の合計点に190/200を掛け合わせて評点の圧縮をする措置が採られます。